

第6回 福岡市社会的養育のあり方検討会

意見書

安孫子健輔 | 子どもアドボカシーセンター福岡

1 社会的養護経験者等がいつでも支援者に助けを求めることができる仕組みを構築してください

自立支援に関する最大の課題は、支援の対象になる社会的養護経験者等の多くが支援機関とつながっていないこと¹。一時保護や措置を実際に経験した人たちに限って言えば、誰が対象者になるのかは明確なのだから、他の福祉施策に比べれば、取りこぼしを生じさせない仕組みを整えることは圧倒的に容易であるはずです。これまで行われてきた施設や里親からの定期的な連絡にとどまらず、児童相談所や社会的養護自立支援拠点事業所からの情報提供、その前提としての情報共有の仕組みの構築など、孤立を生まないための具体的なアクションが必要です。

2 社会的養護の「非」経験者を支援の対象者とすることを明確にしてください

令和4年改正児童福祉法²により新設された社会的養護自立支援拠点事業³では、「社会的養護経験者等」に対して支援を提供することとされています。この「社会的養護経験者等」には、措置解除者等のほか「虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等」が含まれます⁴。この事業の新設により、社会的養育に関する自立支援には、施設や里親家庭で暮らしてきた措置解除者等の出口支援だけでなく、社会的養護の「非」経験者を対象とした入口支援が含まれることになりました。こうした「非」経験者からの相談を誰が受け付け、居住をはじめとするサービスを誰が提供するのかを明確にしておくことが必要です。

3 社会的養護自立支援拠点事業の民間委託を速やかに実現してください

社会的養護自立支援拠点事業は、社会的養護経験者等を対象者として、①相互交流の場の提供、②支援計画の策定、③相談支援、④心理療法支援、⑤法律相談支援、⑥一時避難的かつ短期間の居場所の提供を行う事業とされています⁵。

¹ 令和2年度に実施された「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」では、過去5年間の措置解除者等20,690人を対象として調査を実施したものの、最後に生活した施設等から調査を案内できた人は7,385人（35.7%）にとどまっています。

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf（Retrieved June 12, 2024）

² 令和6年6月15日法律第66号。一部の規定を除いて令和6年4月1日から施行。

³ 児童福祉法6条の3第16項。社会福祉法2条3項2号。

⁴ 社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン（令和6年3月30日・こ支家第186号・こども家庭庁支援局長通知）4頁参照。

⁵ 社会的養護自立支援拠点事業実施要綱（令和6年3月30日・こ支家第183号・こども家庭庁支援局長通知「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」別紙1）。

施設や里親家庭を経験した措置解除者等に限らず、児童相談所などの公的機関と接点を持った経験のない「非」経験者をも対象として、居場所を提供し、相談支援を行うわけですので、事業所を公的機関（たとえば児童相談所）に設置しても、公的機関に抵抗感や嫌悪感を抱いている措置解除者等は事実上利用ができなくなってしまうすし、「非」経験者も、その敷居の高さから相談を控えてしまうことは容易に想像できます。この事業は、対象者が暮らす地域で活動する民間団体に委託し、迅速に、柔軟に対応できる体制を整えなければ、その機能を十分に果たすことが期待できません。

なお、若者一般を対象とした相談窓口に社会的養護自立支援拠点事業の機能を持たせることは、施設や里親家庭での生活を実際に経験した措置解除者等特有の悩みに対応できるかどうか不安があるほか、措置解除前の施設・里親との連携に不足が生じることも懸念されます。社会的養護自立支援拠点事業所は、社会的養育に関する知見を持った団体に委託して実施することが望ましいと考えます。

4 里子に対する措置解除後の支援施策を具体的に位置づけてください

自立支援施策の対象には、当然のことながら（元）里子も含まれます。しかし、実際には、里子の支援（特に措置解除後の支援）は里親の善意に依存している状況が続いています。里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）に、里親等委託児童自立支援事業が位置づけられ、自立支援担当支援員が配置されるようになったものの、基本的な構造は変わっていないように見えます。里子の自立支援として何が必要で、何が足りていないのか、課題を解決するための施策として何が必要なのかを具体的に示すことが求められています。

5 社会的養護自立支援協議会を早急に設置し、自立支援に関するグランドデザインを示してください

社会的養護自立支援実態把握事業では、社会的養護経験者等をはじめ、当該地域を管轄する児童相談所や市町村（こども家庭センター）、児童福祉施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、医療機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場として、社会的養護自立支援協議会を設置することとされています⁶。この協議会では、実態把握調査の内容を検討するほか、支援ニーズに則した支援体制の構築について検討を行うこととされており、上に掲げた自立支援に関する課題を総合的に検討する場として、最も適切だと考えられます。第6次計画の実行を待たず、早期に協議会を設置し、計画作成の作業と並行して、自立支援施策に関するグランドデザインを検討することが必要です。

⁶ 社会的養護自立支援実態把握事業実施要綱（令和6年3月30日・こ支家第183号・こども家庭庁支援局長通知「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」別紙3）。

児童自立生活援助事業等における対象者の範囲について

改正前

児童自立生活援助事業

措 児童自立生活援助事業
(義務教育終了後～20歳未満)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・都道府県知事が必要と認めた者

補

就学者自立生活援助事業
(20歳～22歳年度末まで)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・都道府県知事が必要と認めた者
- ・学生であって、満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助事業を利用していた者

補

社会的養護自立支援事業
(18歳～年齢制限なし)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・母子生活支援施設における保護を解除された者
- ・児童自立生活援助事業を利用していた者

措：児童入所施設措置費等国庫負担金（義務的経費）

補：児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（裁量的経費）

改正後（令和6年度以降）

措

児童自立生活援助事業
(義務教育終了後～年齢制限なし)

(義務教育終了後～20歳未満)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・児童自立生活援助の実施を解除された者
- ・母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者
- ・都道府県知事が必要と認めた者

(20歳～年齢制限なし)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・児童自立生活援助の実施を解除された者
- ・母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者

- ・措置等の解除後、各施設等（※）により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

（※）児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所、里親支援センター、里親支援事業の委託を受けた者（民間フォスターリング機関等）

- ・やむを得ない事情（※）に該当する者

（※）①就学中（入学予定）、②試用期間中、③就学・就労に向けた活動中、④疾病又は負傷により③を行うことが困難な状態

147

児童自立生活援助事業等における対象者の範囲について

政府令の規定内容

○ 「満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもの」（対象者の範囲）について、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者
- ② 母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の行う相談その他の援助を受けている者
- ④ 児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者

（※）④について内閣府令で定める内容は以下のとおり。

- i 児童相談所
- ii 里親支援センター
- iii 法第11条第4項の規定により里親支援事業（法第11条第1項第2号トに規定する業務をいう。）に係る事務の委託を受けた者

○ 「政令で定めるやむを得ない事情」（対象理由）について、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 高校・大学等に在学する生徒・学生又は入学が予定されている者であること
- ② 試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること
- ③ 社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者であること
- ④ 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること

（※）②、③について内閣府令で定める内容は以下のとおり。

- ・②について：
 - i 試みの使用期間の満了後間がない者
 - ii その他就職後間がない者
- ・③について：
 - i 社会的養護自立支援拠点事業の利用
 - ii 公共職業安定所における就職に関する相談
 - iii 求人者との面接
 - iv i～iiiに掲げる活動に準ずる活動

148

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

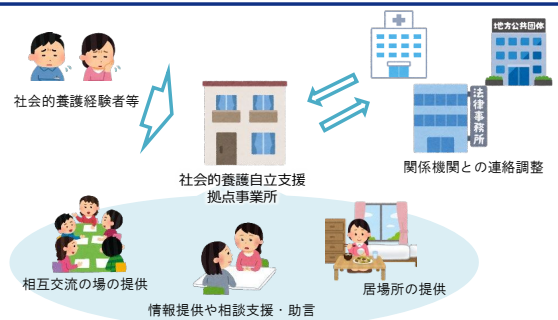
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3) は実施を必須とし、(4) は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分

- ・ 支援コーディネーター 1 人
- ・ 生活相談支援員 1 人
- ・ 就労相談支援員 1 人
- ・ 相互交流費用
- ・ 関係機関連携費用

1 か所当たり 23,794 千円

イ 生活相談支援員配置加算

- ・ 職員を 2 人配置する場合

1 か所当たり 5,166 千円

ウ 生活相談支援の回数に応じた加算

- ・ 支援回数1201回～2400回の場合
- ・ 支援回数2401回以上の場合

1 か所当たり 2,494 千円

1 か所当たり 4,988 千円

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

エ 就労相談支援の回数に応じた加算

- ・ 支援回数1201回～2400回の場合
- ・ 支援回数2401回以上の場合

1 か所当たり 2,494 千円

1 か所当たり 4,988 千円

オ 心理療法担当職員加算

- ・ 職員を配置する場合
- ・ 上記以外の場合（嘱託契約等）

1 か所当たり 6,955 千円

1 か所当たり 887 千円

カ 法律相談対応準備加算

1 か所当たり 2,113 千円

キ 開設準備経費加算

1 か所当たり 4,000 千円

ク 賃借料加算

1 か所当たり 3,000 千円

ケ 自立生活支援加算

1 か所当たり 2,599 千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

150

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和 6 年度予算 177 億円の内数（208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208 億円）の一部について、制度改正に伴い、R6 予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

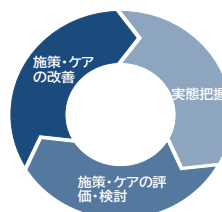
社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

2. 事業の概要

社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会（社会的養護自立支援協議会）の開催に必要な費用の支援を行う。

（※）令和 5 年度まで安心こども基金により補助していたが、令和 4 年度児童福祉法改正に伴い、令和 6 年度以降は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金により補助。

《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1 自治体当たり 3,000 千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2